

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成30年7月11日

北海道十勝総合振興局長 三井 真

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

十勝ファミトリップ実施検証事業（とち「食と観光」連携推進事業）委託業務

### (2) 業務目的

近年、十勝管内への観光入込客数は増加傾向にあるが、依然として日帰り・通過型の形態が多いことから、今後、高い経済効果が見込める周遊・長期滞在型の観光形態へ転換していく必要があり、そのための商品開発が喫緊の課題となっている。

そこで、農業王国と呼ばれる豊富な「食」と大雪山系から十勝平野、太平洋へと続く豊富な観光資源、近年可能となってきた様々な体験を組み合わせた十勝ならではのプレミアムなモデル（モニター）ツアーを実施することにより、国内富裕層の十勝地域への誘客促進と周遊・滞在型観光の推進を図る。

### (3) 契約期間

契約の日から平成31年3月22日（金）まで

### (4) 業務内容

国内富裕層のニーズを把握し、十勝ならではの食や観光、自然・農業体験等を盛り込んだプレミアムな長期滞在型観光モデル（モニター）ツアーを実施し、国内富裕層向けの十勝の新しい周遊・長期滞在型観光のモデルを構築する。

#### ア モデルツアーの企画・実施

- (ア) 受託事業者の蓄積データや、観光事業者へのヒアリング結果などを反映させた、国内富裕層向け十勝管内長期滞在型観光モデルツアー（2泊3日以上）の企画
- (イ) 上記のツアーに参加するモニター（3名以上）の発掘と選任
- (ウ) 上記アのツアーの実施（10月～2月）
- (エ) モニターへのアンケート調査の実施
- (オ) 振興局を交えたモニターとの意見交換会の開催

#### イ 有識者等による検討会の実施

富裕層観光について見識のある方を管内外から招へいし、検討会を1回開催する。（会場として十勝合同庁舎の使用は可能）

- (ア) モデルツアーの実施結果及びアンケート調査の結果、意見交換会の内容の検証
- (イ) 十勝地域における富裕層誘客と周遊・滞在型観光についての方向性の提言

#### ウ 事業報告会の実施

自治体、観光関係団体、観光関連企業の関係者を集めた報告会を1回開催する。（会場として十勝合同庁舎の使用は可能）

#### エ 実施結果をまとめた報告書の作成（紙媒体A4版3部及びCD-ROM1枚）

## 2 公募型プロポーザル方式に参加するものに必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単独法人等又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単体法人等の場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく第1種又は第2種に登録されている旅行業者であること、コンソーシアムの場合は、少なくとも構成員の一つが旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく第1種又は第2種に登録されている旅行業者であること
- (3) 単独法人等又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
  - ア 民間企業、特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であり、北海道内に本社又は事業所を有すること。

- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- オ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - (ウ) 消費税及び地方消費税
- カ 次にあげる届出の義務を履行していない者でないこと。
  - (ア) 健康保険法第48条の規定による届出
  - (イ) 厚生年金保険法第27条の規定による届出
  - (ウ) 雇用保険法第7条の規定による届出
- キ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- ク 暴力団関係事業者等でないこと。
- ケ コンソーシアムの構成員が単独法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

### 3 企画提案（プロポーザル）説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 平成30年7月11日（水）から平成30年7月23日（月）
- (2) 交付場所 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課（帯広市東3条南3丁目）  
なお、十勝総合振興局ホームページにおいてもダウンロードすることができる。  
(<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/shoko/05kankou/h30koukoku2.htm>)

### 4 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
  - ア 提出期限 平成30年7月23日（月）午後5時（必着）
  - イ 提出場所 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課（帯広市東3条南3丁目）
  - ウ 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による  
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

### 5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 平成30年7月31日（火）午後5時（必着）
- (2) 提出場所 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課（帯広市東3条南3丁目）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による  
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

### 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

### 7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

### 8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課
- (2) 住 所：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目
- (3) 電 話：0155-27-8538
- (4) F A X：0155-25-7756

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、プロポーザル説明書による。